

公正取引委員会が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

公正取引委員会の「平成16年度評価書」(平成16年7月28日付け公官第573号による送付分)における計6件の政策評価のうち、

- ア 実績評価方式を用いた5件の政策評価
- イ 事業評価方式を用いた1件の政策評価(事後評価)

2 実績評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

(2) 審査の結果

実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合いについて評価を行うことが基本となっている。

公正取引委員会では、同委員会における政策評価に関する基本計画において、主要な施策等について網羅的に評価を実施することとされており、評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的に、「実績評価」、「総合評価」、「事業評価」等、適切な方式を用いるものとしてされている。

また、毎年度策定する同委員会の政策評価実施計画において、評価方式及び評価対象政策を定めるものとされており、平成16年度においては、以下の5政策を実績評価方式により評価することとされているが、どのような施策をどの方式を用いて評価するのか、その具体的な方針が示されているわけではない。

なお、公正取引委員会では、平成15年12月から、政策評価を行うに当たって、客観性の確保や実践的知識を活用するため、学識経験を有する者から「政策評価委員」を委嘱し、政策評価についての助言を得ている。

5件の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添1 - 政策評価審査表（実績評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

政策番号	政策 (施策)	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法 (判定基準の定量化等)
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無 基準年次 達成年次	
	公正かつ自由な競争のルール of 厳格な運用			
1	平成15年度における独占禁止法違反行為に対する措置		年度ごと	-
2	平成15年度における企業結合に関する措置		年度ごと	-
3	平成15年度における下請法違反行為に対する措置	-	年度ごと	-
4	平成15年度における景品表示法違反行為に対する措置	-	年度ごと	-

5	独占禁止法に基づく審判手続	-	年度ごと	-
合 計 (5 施策)		= 2		- = 5
総 括 記 述	<p>目標値等の設定状況を見ると、5 施策のうち、2 施策については、いずれも事件等の処理期間のみを目標値として設定し、目標に関し達成すべき水準が具体的に特定されている。</p> <p>なお、残る3 施策については、達成しようとする水準が具体的に特定されていないことから、目標の達成度合いが定量的に把握できるようになっていない。</p> <p>公正取引委員会では、今回評価対象とした5 施策について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年6月1日法律第120号)及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の違反行為が認められればこれを排除するために厳正・迅速な法的措置を採ることとしており、事前に業務量等を想定できない他律的な施策であること、審判手続が行われる法違反被疑事件については、事実関係の複雑さや争点等が異なるため、事前に一律的な目標を設定することが困難であることなどから、あらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできないとしている。</p> <p>また、設定されている指標をみると、8 割以上(17 指標中 14 指標)がアウトプットに着目した指標になっているが、アウトプット指標の中には、違反事件等の処理状況のように、違反行為の排除自体が競争状態の回復等国民生活に影響を及ぼすとの認識により、国民生活への影響度合いを示そうとしている指標もみられる。</p> <p>以上のような状況から、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するための測定指標や目標値の設定が可能か等、現行の実績評価方式に係る評価設計の見直しを検討するとともに、同委員会における政策評価に関する基本計画の改定の際などに、公正取引委員会の施策の特性に応じたより適切な評価の方式についての検討も望まれる。</p>			

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「 」を記入し、いずれにも該当しない場合には「 - 」を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「 」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「 」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「 - 」を記入している。
- 3 「目標の達成状況の判定方法(判定基準の定量化等)」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的に明確なものとして示されている場合には「 」を記入し、示されていない場合には「 - 」を記入している。

3 事業評価方式を用いた事後評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされてい

る（基本方針 - 5 - ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（把握された効果と評価結果との関連性について）

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評価）には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

（２）審査の結果

公正取引委員会では、同委員会における政策評価に関する基本計画において、各施策等について、必要性、対象妥当性、有効性等について事前に評価するとともに、必要に応じて事後的にも検証することとされている。

また、同委員会の政策評価実施計画においては、評価方式及び評価対象政策を定めるものとされており、平成16年度には、以下の1施策を事業評価方式により評価を行い、施策を実施する上での今後の課題等も整理し、当該施策に評価結果の活用を図ることとしている。

今回審査の対象とした1件の政策評価は、事後評価（中間段階の評価）である。

1件の事業評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添1 - 政策評価審査表（事業評価(事後)関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	公正かつ自由な競争の維持・促進 -独占禁止法等の広報活動-	<p>独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合の事前相談に対する回答、各種ガイドライン、実態調査報告書等についての報道発表</p> <p>事業者、一般消費者向けの各種のパンフレット等を作成・配布、ホームページによる情報発信</p> <p>競争政策への理解の促進と、独占禁止法等や競争政策に係る意見・要望の把握等を目的とする、独占禁止政策協力委員等の有識者との会議、懇談会の開催</p> <p>独占禁止法等教室の開催（中学校等に公正取引委員会の職員を講師として派遣して、独占禁止法等についての授業を行う。）など、学校教育等を通じた普及</p>			-	
合計（1施策）			= 1	= 1	- = 1	= 1
総括記述	<p>（得ようとする効果の明確性）</p> <p>得ようとする効果について、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「より多くの国民に周知することということ以上に数値的な達成目標等を設定することはできない」として、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、その状態が必ずしも特定されていない。</p> <p>得ようとする効果が具体的に特定されていなければ、政策効果が発現した段階において、把握した効果を基に政策の有効性について検証することが困難となることから、できる限り測定可能な目標を設定することなどにより、得ようとする効果を明確にしておくことが望まれる。</p> <p>（把握した効果の客観性）</p> <p>事業者、一般消費者向けの各種パンフレット、ビデオ等、広報の受け手側に対するアンケート調査や協力委員や懇談会等への出席者に対するアンケート調査による独占禁止法等に対する理解度などにより、実際に得られた効果を明らかにしようとしている。</p> <p>（効率性に関する情報）</p> <p>効率性の観点からの検証については、広報活動に携わった人員等の比較により効率的に行われたと評価されており、当該政策の実施に要する費用等の見込額、予算執行額（実績額）等については何も記載されていない。事後の事業評価においては、費用に見合った政策効果が得られたかどうかについての検証を行うことが望ましく、定量的に効果を把握することによる検証が困難であるとしても、例えば、当初予定した費用と実際に要した費用を比較し、当初得ようとした効果が見込んだ費用で得られたかなどの費用の検証についての取組を進めていくことが望まれる。</p>					

（注）1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」「どうする」のかは説明されているも

の、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。

- 2 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている(「何が」、「どの程度」、「どうされた」)場合には「 」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっておらず全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「 」を、効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。
- 4 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「 」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「 」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1 - 】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された公正取引委員会の「平成 16 年度評価書」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象施策等」欄に記載されている事項を記入した。
「達成すべき目標」欄	評価書の「施策等の目的・目標」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。 なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を定めている場合に、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を定めている場合に、それぞれ当該年次を記入した。
「測定結果等」欄	測定の結果等を記入した。
「評価の結果」欄	公正取引委員会における評価の結果及び評価の結果に基づく今後の課題等を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況 < 総括表 >

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

公正取引委員会が設定した指標の特徴をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標の割合は低調となっている。

【表 公正取引委員会における指標の設定状況とその性質及び前年度比較】

評価書	指標計	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数			
			アウトカム	アウトプット		アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット	
平成 16 年度 評価書	合 計 (構成比)	17 (100%)	4 (23.5%)	0 (0%)	4 (23.5%)	13 (76.5%)	3 (17.7%)	0 (0%)	10 (58.8%)
平成 15 年度 評価書	合 計 (構成比)	6 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (100%)

- (注) 1 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。
- 2 構成比は、小数点第二位を四捨五入した。
- 3 「評価書」欄の平成 15 年度評価書とは、昨年度送付された「平成 14 年度における独占禁止法違反行為に対する措置」と「平成 14 年度における景品表示法違反行為に対する措置」を合わせたもの

政策評価審査表（実績評価関係）

整理番号	政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等				評価の結果	政策手段		
							基準年次	達成年次				H13			H14	H15
1	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成15年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	事件処理状況	P	-	年度ごと	申告件数(件)(小売業に係る不当廉売事案を除く)		770	572	560	<p>・入札談合事件の処理件数は減少したものの、多数の人員を必要とする悪質な事件や大規模事業者による入札談合事件に積極的に取り組んでおり、厳正な措置を講ずるとの観点からみれば、昨年と比べても遜色ないものとなっている。</p> <p>・IT・公益事業分野、知的財産権分野に関しては、インターネット接続サービスに係る私的独占事件をはじめとして4件の法的措置及び2件の警告を行っており、これは、前年度の警告等2件に比べて、措置件数及び内容の向上が認められる。</p>	独占禁止法の規定に基づく立入検査、事件処理等		
								事件処理件数(小売業に係る不当廉売事案を除く)		87	108	123				
								うち法的措置件数(件)		38	37	25				
								課徴金納付命令	金額(百万円)	2,199	4,334	3,870				
									件数(件)	248	561	468				
								刑事告発(件)		0	0	1				
				申告処理審理会の審理状況(件)		平成15年度において、申告処理審理の申出はなかった。										
				入札談合・価格カルテルへの厳正な対処		P	-	年度ごと	法的措置を採った件数(件)		36	33			17	
				IT・公益事業分野、知的財産権分野への積極的対応		P	-	年度ごと	IT・公益事業分野	事件処理状況(警告等)(件)	平成15年度において措置を採ったのは3件(警告事案を含む)					
				事件処理期間(警告等)	3件のうち、2件が5月以内に処理され、平均処理期間は、5.9か月											
知的財産分野		知的財産タスクフォースが処理した事件としては、映画の上映権・頒布権、楽曲の著作権など知的財産権の権利行使の範囲を超えた行為等(3件)について警告等を行った。														
不正取引事件への対応		P	-	年度ごと	参入阻害・競争者排除事件	警告件数(件)	-	-	2							
優越的地位の濫用行為、不当廉売等	納入業者に対する優越的地位の濫用に対する警告(件)					-	-	2								
	消費税相当分の値引き要請行為等に対する注意(件)				-	-	5									
公共調達分野におけるダンピング受注問題への対応					P	-	年度ごと	警告及び注意の平均処理期間(酒類及びガソリン)		2ヶ月以内に処理されたのは4割弱						
情報提供を元にした警告数(件)		P	-	年度ごと			-	-	0 (16年4月:2)							

整理番号	政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等			評価の結果	政策手段	
							基準年次	達成年次	H13	H14	H15			
2	公正かつ自由な競争のルールを厳正な運用 - 平成15年度における企業結合に関する措置 -	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	企業結合審査に置ける問題点の指摘及び改善の状況	P	-	年度ごと		平成15年度においては、事前相談を含め5件の事案について、公正取引委員会において問題点を指摘し、当事業社が問題点を解消する措置を講じることにより、当該問題点が解消			<ul style="list-style-type: none"> 企業結合審査における問題点の指摘及び改善の状況は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止という観点から、企業結合審査の有効性を示す指標として評価 主要な企業結合事例の公表は、企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高める点において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することを目的としており、公表内容の充実、企業結合審査の有効性を示す指標として評価 頁数の増加は、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報量の増加を示しているとの一定の評価が可能であり、その点においては、平成15年度の頁数の増加は、有効性という点において一定の評価 平均処理日数においても、書面審査、詳細審査のいずれについても、対応方針で示している審査期間内に審査を終えており、迅速かつ効率的に処理しているものと評価 	一定規模以上の企業結合行為について審査、企業結合事例の公表等	
				事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(書面審査)	P	原則30日以内	年度ごと		1~20日	/	11			34
							21~30日	15	28					
							31~50日	0	1					
							51日~	0	0					
							合計	26	63					
							平均処理日数(日)	19.3	18.6					
				事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(詳細審査)	P	原則90日以内	年度ごと		1~50日	/	-			0
							51~70日	-	1					
							71~90日	-	2					
							91日~	-	1					
							合計	-	4					
							平均処理日数(日)	-	80.3					
公表事例の頁数別の件数	P	-	年度ごと		1~3頁	10	8	4						
					4~6頁	3	2	3						
					7~10頁	0	0	3						
					11頁~	1	3	1						
					合計件数(件)	14	13	11						
					平均頁数(頁)	3.3	6.0	5.7						
3	公正かつ自由な競争のルールを厳正な運用 - 平成15年度における下請法違反行為に対する措置 -	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	事件処理件数(件)	P	-	年度ごと		新規発生件数	1,367	1,427	1,409	<ul style="list-style-type: none"> 違反事件処理件数は平成11年度から平成15年度は増加傾向である。特に平成15年度は、勧告件数が前年度の2倍(8件)となっており、これは過去20年間でみると最も多い件数となっていることから、当委員会が下請法違反事件に対し厳正かつ積極的に対処してきた現われと評価することができる。 当委員会の勧告及び警告は、違反行為の排除効果があることから、本件施策は有効であったと評価できる。しかし、指導後も減額又は支払遅延の下請法違反行為がなくなっていないと回答している下請事業者も認められることから、指導の実効性を確保し、排除効果をより高めるために、何らかの方策を検討する必要がある。 	下請法の規定に基づく実地調査、事件処理等
									事件処理件数	1,358	1,426	1,436		
									うち勧告	3	4	8		
									うち警告	1,311	1,362	1,357		
									下請法の認知度に関するアンケート調査	CM	-	-		
				公正取引委員会による親事業者への指導の認知状況に関するアンケート調査	CM	-	-	-	親事業者の下請代金の減額又は下請代金の支払遅延行為に対して、当該親事業者が公正取引委員会から減額分の返還又は遅延利息の支払の指導を受けたことを承知している下請事業者は約半数等					

整理番号	政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等			評価の結果	政策手段				
							基準年次	達成年次	H13	H14	H15						
4	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 -平成15年度における景品表示法違反行為に対する措置-	景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、一般消費者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持促進する。	C	事件処理状況(件)	P	-	年度ごと	事件処理件数	472	534	651	・当委員会の排除命令は、違反行為を行っていた事業者に対する違反行為の排除効果のみならず、業界全体に対する抑止効果を持つことがある程度認められる。 ・業界の周知方法についても、効果的な手法を検討する必要があるなど、業界の特性を踏まえた上で事件処理を行うなど行政効率を高める努力が必要と考えられる。 ・排除命令と併せて、業界団体に対して適正表示への取組に関する要望・要請を行うこと、さらに、排除命令のみならず警告案件についても積極的に公表するなどによって、違反行為の未然防止を図り、抑止効果を高めていくことも重要と考えられる。	景品表示法の規定に基づく立入検査、違反事件の処理等				
								排除命令	10	22	27						
								警告	379	402	382						
								注意	83	110	242						
								不当表示事件 うち排除命令数	341 10	425 22	544 27						
								景品事件 うち排除命令数	131 0	109 0	107 0						
				排除命令を受けた業界の事業者へのアンケート調査の結果	C	M	-	-	-	大手事業者の多い業界においては、85%の事業者が排除命令後に誤認を与える表示が減ったと回答。一方、中小事業者が多い業界では、50%の事業者が排除命令後に誤認を与える表示が減ったと回答。							
				事件処理日数	P	-	年度ごと	処理日数	3ヶ月以内	2	8	4					
														6ヶ月以内	6	6	16
														9ヶ月以内	2	4	3
														1年以内	0	2	2
														1年3ヶ月以内	0	0	2
														1年6ヶ月以内	0	0	0
														1年9ヶ月以内	0	2	0
												排除命令を行った事件の平均処理期間(日)		148	173	183	
5	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 -独占禁止法に基づく審判手続-	独占禁止法違反に対する行政処分である審決を行うに当たって当該行政処分の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続の適正を確保することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	審判開始件数等(件)	P	-	年度ごと	審決件数	4	8	20	・適正手続の確保・法違反への厳正対処との目的に対して、審判手続が有効に機能していると評価 ・なお、最近、被審人が代理人(弁護士等)によらず自らが審判に立ち会って、反論・反証する事例(いわゆる本人審判)が増えているところから、審判手続に立ち会う被審人に対して、審判手続の進め方、審理内容等を教示することとし、これによって被審人の十分な防ぎよを確保 ・各事件の審判手続に要する時間は、総体としてみれば、課徴金審判に比して本案審判は長い期間を要している。これは、課徴金審判は、通例、違反行為に係る審決を前提としているのと比べ、本案審判は、違反行為の成否等に係る争いであることから、必然的に争点が多様・複雑であり、その結果審判に係る期間も長いものとなっているものである。なお、最近の審判手続に要する期間の全体の傾向をみると、課徴金審判に要する期間は短くなってきており、これは単独の審判官が審判事件を担当する等の審判迅速化の取り組みの結果と考えられる。	独占禁止法に基づく審判手続等				
								審決取消訴訟提起件数	3	2	2						
								審判取消訴訟によって審決が取り消された件数	最近5年間に3件(審決が行われた審判事件66件のうち4.5%)								
				本案審判経過年数(件)	1年未満	0	0	4									
					1年以上2年未満	2	1	0									
					2年以上3年未満	0	0	1									
					3年以上4年未満	1	0	0									
					4年以上	0	0	1									
				計	3	1	6										
				課徴金審判経過件数(件)	1年未満	1	1	12									
					1年以上2年未満	0	6	2									
2年以上3年未満	0	0	0														
3年以上4年未満	0	0	0														
4年以上	0	0	0														
計	1	7	14														

(注)公正取引委員会から送付された「平成16年度評価書」に基づき当省が作成した。

【別添 1 - 】

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

（説明）

本審査表は、公表された公正取引委員会の「平成16年度評価書（公正かつ自由な競争の維持・促進 - 独占禁止法等の広報活動）」に基づき総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性、効率性等 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
<p>公正かつ自由な競争の維持・促進 -独占禁止法等の広報活動-</p>	<p>独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合の事前相談に対する回答、各種ガイドライン、実態調査報告書等についての報道発表</p> <p>事業者、一般消費者向けの各種のパンフレット等を作成・配布、ホームページによる情報発信</p> <p>競争政策への理解の促進と、独占禁止法等や競争政策に係る意見・要望を把握等を目的とする、独占禁止政策協力委員等の有識者との会議、懇談会の開催</p>	<p>独占禁止法や公正取引委員会の活動等について、国民に周知することにより、競争政策への国民的な理解を深め、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	<p>・報道発表案件の日刊新聞での報道量 ・報道発表について、どのようなポイントが新聞報道量に影響を与えるのかについて、日刊新聞及びテレビ局の記者10名を対象として実施したヒアリング調査</p> <p>・協力委員等に対する広報用パンフレット等に対するアンケート調査 ・広報用ビデオ配布先に対するアンケート調査 ・ホームページの利用のしやすさについて専門会社を活用して多角的な視点から調査・分析</p> <p>協力委員、懇談会等出席者に対するアンケート調査</p>	<p>・平成15年度総計41,190行(報道発表1件当たり平均149行)、報道発表を行ったものであって記者会見を行ったものについては、平成15年度総計32,186行(1件当たり平均407行) ・国民生活に与える影響の度合い(47点)、国民の関心の度合い(39点)、案件の重要性(39点)ほか</p> <p>・資料「公正取引委員会の最近の活動状況」について、「分かりやすい」、「やや分かりやすい」との回答の合計は71%、パンフレットについて「分かりやすい」、「やや分かりやすい」との回答の合計は75% ・いずれのビデオについても、それぞれビデオの内容について、「分かりやすく説明されている」といった評価が多い ・トップページに必要な機能があるか否かについて、公正取引委員会の紹介など利用者用リンクをまとめて配置していない、電子申請の機能など関連性のあるアクションリンクをまとめて配置していない、といった点ほか指摘</p> <p>・協力委員になってから独占禁止法の理解が深まったかどうかについて、「理解が深まった」、「多少理解が深まった」という内容の回答の合計は100%ほか ・協力委員として、「公正取引委員会から提供された資料を配布した」、「独占禁止法等の説明会・勉強会の開催」といった活動を行っている」と回答している協力委員が多い ・懇談会等へ出席したことによって独占禁止法の理解が深まったかどうかについて、「理解が深まった」、「多少理解が深まった」という内容の回答の合計は97% ・懇談会等へ出席したことは役に立ったかどうかについて、「役立った」、「多少役立った」という内容の回答の合計は94%</p>	<p>・公正取引委員会の平成15年度の報道発表は、有効だったと評価 ・報道発表に際しては、案件の国民生活に与える影響の大きさやどのような困難を伴う課題に取り組んだものであったかといった点を中心に、できるだけ国民にアピールするよう工夫することが必要</p> <p>・パンフレットの広報資料の作成・配布は有効であったと評価。ただし、「独占禁止法ガイドブック」・「表示と景品のルール」など一部のパンフレットについては、具体例が少ない、カラーの図表が少なく見難い、専門用語の解説がない等のマイナス評価もあり、こうした点の改善を図ることがより効果的な広報につながるものと考えられる。 ・広報用ビデオの配布については有効であったと評価。ただし、配布先における各ビデオの利用状況は高いものではなく、今後は、公正取引委員会の職員が講演等で用いることを中心にするなど、その利用方法について工夫を図っていくことにより、より効果的なものになると考えられる。 ・国民等のすべての利用者にとって利用しやすいものとなっているかの観点から、一層の工夫を凝らす必要がある。このほか、ホームページに掲載する内容の充実と掲載のスピード化を図ることなどについても検討する必要がある。</p> <p>・協力委員制度は、広報活動として、協力委員自身の意識の変化や協力員以外の者への普及・啓蒙を含めた高い広報効果が期待できるものであると評価できる。 ・今後、より効果的な広報の推進の観点から、協力委員の委員数を拡大するとともに、今後、協力委員の活動を充実させるような働き掛け等を積極的に行うことなどにより、一般国民に対する普及・啓蒙においても、より一層の有効性を高める努力が必要 ・懇談会等へ出席したことによって独占禁止法の理解は増進している・貢献度は高いと評価</p>	

政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性、効率性等 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	独占禁止法等教室の開催(中学校等に公正取引委員会の職員を講師として派遣して、独占禁止法等についての授業を行う。)など、学校教育等を通じた普及		独占禁止法等教室に対する生徒・教諭からの感想聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法等教室に対し「理解しやすかった」、「やや理解しやすかった」といった内容の感想の合計は、生徒が87.2%、教諭では100%ほか ・独占禁止法等教室に対する生徒・教諭の感想について、「満足」、「やや満足」といった内容の感想の合計は、生徒が73.5%、教諭では100% ・生徒及び教諭から寄せられた感想の多くは、公正取引委員会の独占禁止法等教室に理解を示し満足しているといった内容の感想であったが、生徒の感想では、否定的な感想が12%寄せられている。 ・平成15年度の授業開催校数は13校(前年度比85.7%増)であり、案内文書発信校数に対する割合は0.88%。平成15年度は、開催案内の対象地区を全国主要都市の1,485校に拡大(前年度比76.4%増)して発信し、東京都以外で9校開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習活動のみならず、教諭の学習支援にも大きく貢献していると評価できる ・今後、独占禁止法等教室の質を高めるため、生徒に対する支援内容を統一的に改善するよう検討するとともに、講師派遣ニーズが年々増加傾向にあること、また、講師となる職員自身の能力向上にも資するとの観点からも、研修を取り入れて質を向上させる等、講師派遣体制を充実させる必要がある。 ・案内対象地域の大幅拡大が効率性の低下にはつながないものと評価

(注)公正取引委員会から送付された「平成16年度評価書」に基づき当省が作成した。

【別添 2】

表 1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
公正取引委員会	公正取引委員会の主要な施策等について網羅的に実施する。	行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を施策等に適切に反映するために合理的と認められる単位	5 施策 (2 施策)

- (注) 1 公正取引委員会の基本計画及び実施計画に基づき当省が作成した。
2 政策数欄における () 内の数値は、「平成 15 年度評価書」における数値である。

表 2 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
公正取引委員会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">目標数 5</div> 「施策等の目的・目標」5 (2)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指標数 17 (6)</div> 指標については、具体的に明示されていないが評価に当たっては、「事件処理状況」等 17 事項を測定指標として設定

- (注) 1 公正取引委員会から送付された「平成 16 年度評価書」に基づき当省が作成した。
2 () 内の数値は、「平成 15 年度評価書」における数値である。

表 3 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳 (単位:件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」がアウトプットに係る目標が設定されているもの
公正取引委員会	5 (2)	5 (2)	0 (0)

- (注) 1 公正取引委員会から送付された「平成 16 年度評価書」に基づき当省が作成した。
2 () 内の数値は、「平成 15 年度評価書」における数値である。

表 4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	評価対象政策数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数
			アウトカム	アウトプット	
公正取引委員会	5 (2)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (2)

- (注) 1 公正取引委員会から送付された「平成 16 年度評価書」に基づき当省が作成した。
2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。
3 () 内の数値は、「平成 15 年度評価書」における数値である。

表5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に設定されている指標の分類 (単位:件)

府 省	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数	当該政策に設定されている指標数			
		アウトカムで定量的に設定	アウトカムで定性的に設定	アウトプットで設定	
公正取引委員会	3 (2)	8 (6)	3 (0)	0 (0)	5 (6)

- (注) 1 公正取引委員会から送付された「平成16年度評価書」に基づき当省が作成した。
 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず、目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。
 3 ()内の数値は、「平成15年度評価書」における数値である。

表6 目標期間の設定状況 (単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				測定指標に目標期間が設定されていない政策数
		基準年次及び達成年次が記載されているもの	基準年次のみが記載されているもの	達成年次のみが記載されているもの	小 計	
公正取引委員会	5 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)

- (注) 1 公正取引委員会から送付された「平成16年度評価書」に基づき当省が作成した。
 2 ()内の数値は、「平成15年度評価書」における数値である。

表7 学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等のHP掲載
公正取引委員会	学識経験を有する者から「政策評価委員」を委嘱し、政策評価委員による会合を開催するなどにより、政策評価についての助言を得ることとしている。	

- (注) 公正取引委員会からの聴取結果に基づき当省が作成した。